

四日市市告示第 31 号

四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年 2月 3日

四日市市長 森 智 広

四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱（昭和42年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 779 817 875"><u>四日市市環境改善設備資金融資制度交付要綱</u></p> <p data-bbox="252 958 354 994">（目的）</p> <p data-bbox="204 1016 817 1406">第1条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等（以下「公害」という。）を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金を融資することを目的とする。</p>	<p data-bbox="944 779 1461 875"><u>四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱</u></p> <p data-bbox="896 958 999 994">（目的）</p> <p data-bbox="849 1016 1461 1944">第1条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等（以下「公害」という。）を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金又は、<u>中小企業者若しくは中小企業団体が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく排出基準非適合車を廃車（完全抹消）し、排出基準適合車への買い替えを行う場合に要する資金</u>を融資することを目的とする。</p>

第2条 (略)

(融資の対象)

第3条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定めるものをいう。）又は中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定めるものをいう。）で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの

(2)から(4)まで (略)

(資金の使途)

第4条 資金の使途は次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1)及び(2) (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

(融資資金)

第2条 (削除)

第3条 (略)

(融資の対象)

第4条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定めるものをいう。）又は中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定めるものをいう。）で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの又は、自動車NO_x・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車（完全抹消）し、排出基準適合車への買い替えを行うもの

(2)から(4)まで (略)

(資金の使途)

第5条 資金の使途は次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1)及び(2) (略)

- (3) 自動車NO_x・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車（完全抹消）し、排出基準適合車への買い替え

第6条 (略)

第7条 (略)

第7条 (略)

(届出の義務)

第8条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。

第8条 (略)

(届出の義務)

第9条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。また、第5条第3号に規定する車の買い替えを行った場合は、廃車(完全抹消)を証する書類及び新たに購入した車の自動車検査証を提出しなければならない。

(利子補給)

第10条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給金の対象限度額 設備資金については1,000万円を、移転資金については3,000万円を最高限度額とする。

(2) 利子補給率 第6条第2号の貸付利率の2分の1以内

3 利子補給金の請求等に関する一切の手続は、借受者の依頼を受けて指定金融機関が代行するものとする。

(利子補給金の額)

第11条 前条第1項の規定により交付する利子補給金の交付額は、前年の10月1日からその年の9月30日まで

の期間における融資残高に対し、第10条第2項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

第12条 第10条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する各期の末日において市長に提出するものとする。

(1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書

(2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第13条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出するものとする。

(利子補給金の支払)

第15条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

る。ただし、調査のため特に日時を要
するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第16条 市長は借受者が第8条の取消
し等の命を受けた場合は利子補給金の
全部又は一部を交付しないものとす
る。

(報告の徴取等)

第17条 指定金融機関は市長が指定金
融機関の行った融資に関し報告を求め
たとき、又は職員をして当該融資若し
くは利子補給に関する帳簿書類等を調
査させることを必要とした場合はこれ
に協力しなければならない。

第18条 (略)

(報告の徴取等)

第9条 指定金融機関は市長が指定金融
機関の行った融資に関し報告を求めた
とき、又は職員をして当該融資に関する
帳簿書類等を調査させることを必要と
した場合はこれに協力しなければならない。

第10条 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)